

情報・システム研究機構文書決裁規程

平成16年9月8日

制 定

最近改正 平成29年7月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における文書の名義及び決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- 一 決裁 それぞれの文書について最終責任者の承認を得ること
- 二 専決者 名義者の名による文書を専決する者

(文書の名義)

第3条 文書の発信名義者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(文書の決裁)

第4条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けるものとする。

- 2 機構長の決裁を受けようとするときは、担当理事及び事務局長を経なければならない。

(専決)

第5条 別表第2に掲げる事項の決裁については、前条第1項の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げるもののほか、国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及びデータサイエンス共同利用基盤施設において必要な専決事項は、機構長と協議の上、各研究所長及び施設長が別に定める。

(代理決裁)

第6条 決裁者が出張等で不在の場合は、特に重要なものを除き、直近下位にあるものが代理決裁をすることができる。ただし、事後速やかに決裁者の承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、文書の名義及び決裁に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 項	発信名義者
1 法令等に基づき機構長として行うもの 2 諸規則等の制定及び改廃に関するもの 3 法人の登記又は不動産の登記に関する重要なもの 4 機構の重要な儀式，行事等に関するもの 5 役員会その他重要な会議に関するもの 6 人事，予算及び決算，財産管理に関する事項のうち特に重要なもの 7 重要な組織の設置及び改廃に関するもの 8 知的財産に関する事項で重要なもの 9 前各号に掲げるもののほか，機構長の名義を用いることが適当と認められるもの 10 共済組合の定款その他特に重要なもの	機構長 （支部長）
1 理事が担当として行うもの 2 その他理事の名義が適当なもの	理 事
1 機構長への協議，申請並びに報告等に関するもの 2 研究所の運営に関する重要なもの 3 法令等に基づき研究所長として行うもの 4 研究所の諸規則等の制定及び改廃に関するもの 5 前各号に掲げるもののほか，研究所長の名義を用いることが適当と認められるもの	研究所長
1 関係官公庁からの重要な通達類の機構内通知 2 関係官公庁に対して発するもの（機構長名義を用いるものを除く。） 3 前各号に掲げるもののほか事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務局長
1 会議の連絡等軽微な事項の通知，依頼等に関するもの 2 前号に掲げるもののほか，本部課長又はマネージャーの名義を用いることが適当と認められるもの	機構本部課長又は マネージャー
1 戦略企画本部長の名義を用いることが適当と認められるもの	戦略企画本部長

別表第2（第5条関係）

事	項	名義者	専決者
機構本部			
1	役員会で決定されたもの	機構長	事務局長
2	機構に係る主務官庁に対する許認可の申請のうち、軽易なもの	機構長	事務局長
3	機構に係る法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議，申請，報告等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
4	機構本部に係る人事案件のうち軽易なもの	機構長	事務局長
5	通知，依頼，照会，回答等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
		監事	事務局長
6	機構長名で処理することが適当と認められる文書のうち軽易なもの	機構長	事務局長
7	各種証明書の発行	機構長	事務局長
8	機構に係る法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議，申請，報告等のうち特に軽易なもの	機構長	担当課長
総務課関係			
1	法人印の作成及び改廃に関すること	機構長	事務局長
2	規則集の編集及び発行に関すること	機構長	事務局長
3	機構本部及び各センターの特定有期雇用職員，有期雇用職員及び短時間雇用職員（以下「有期雇用職員等」という。）の採用・退職等，給与及び退職手当の決定並びに保険に関するもの	機構長	事務局長
4	機構本部及び各センターの職員の給与等の決定に関するもの	機構長	事務局長
5	機構本部及び各センターの職員の災害補償（重大な災害を除く。）の認定に関するもの	機構長	事務局長
6	職員の研修に関すること	機構長	事務局長
7	機構本部及び各センターの職員の出張の命令に関すること（事務局長及び本部課長を除く）	機構長	事務局長
8	機構本部及び各センターの職員の健康診断及びその事後措置に関すること	機構長	事務局長
9	人事に関する諸調査，統計及び報告に関すること	機構長	事務局長
10	機構本部及び各センターの職員の財形貯蓄に関すること	機構長	事務局長
11	長期給付の請求等に関すること	支部長	事務局長
12	機構本部及び各センターの職員の勤務時間及び休暇等の承認に関すること（事務局長及び本部課長を除く）	機構長	担当課長

1 3	機構本部が行う後援等の名義使用に関すること(慣例的又は簡易なものに限る。)	機構長	事務局長
財務課関係			
1	会計検査院の实地検査に関すること	機構長	事務局長
2	文部科学省の監査に関すること	機構長	事務局長
3	内部監査に関すること	機構長	事務局長
4	予算要求(概算要求を除く)に関すること	機構長	事務局長
5	競争参加者の資格審査及び名簿登載に関すること	機構長	事務局長
6	月次決算報告に関すること	機構長	事務局長
7	資金前渡主任等の指定に関すること	機構長	財務課長
8	帳簿, 金庫の監査に関すること	機構長	財務課長
9	固定資産等の使用責任者に関すること	機構長	財務課長
1 0	宿舎の入退去に関すること	機構長	財務課長
1 1	防火担当責任者等の指定に関すること	機構長	財務課長
1 2	諸調書, 照会, 回答, 申請, 協議, 調査, 報告等に関すること	機構長	財務課長
1 3	所得税, 住民税に関すること	機構長	財務課長
1 4	諸官庁に対する届出	機構長	財務課長
各研究所等(当該研究所等に係るもの)			
1	有期雇用職員等の任免に関すること	機構長	研究所長 施設長
2	研究教育職員の研修に関すること	機構長	研究所長 施設長
3	特任教授等の選考に関すること	機構長	研究所長 施設長
4	外国人研究員の選考に関すること	機構長	研究所長 施設長
5	客員教授及び客員准教授の選考に関すること	機構長	研究所長 施設長
6	共同研究に関すること (共同研究契約及び、契約に付随又は先立つ秘密保持契約、変更契約、覚書、成果報告、収支報告等)	機構長	研究所長 施設長
7	受託研究及び受託事業に関すること (受託研究契約、受託事業契約及び、契約に付随又は先立つ秘密保持契約、変更契約、覚書、成果報告、収支報告等)	機構長	研究所長 施設長

<p>学術指導に関すること</p> <p>8 (学術指導契約及び、契約に付随又は先立つ秘密保持契約、変更契約、覚書、成果報告、収支報告等)</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>9 受託研究員に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>10 外来研究員に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>11 特別共同利用研究員に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>12 知的財産権に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>13 奨学寄附金に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>14 助成金等の申請・通知等に関すること (科研費, 日本学術振興会事業を除く)</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>15 法令等に基づき機構長名で行う主務官庁等への協議, 申請, 報告等のうち定型的又は軽易なもの</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>16 研究所等が行う後援等の名義使用に関すること</p>	機構長	<p>研究所長</p> <p>施設長</p>
<p>戦略企画本部関係</p>		
<p>1 戦略企画本部戦略企画会議の決定に基づき, 機構内に発する文書</p>	機構長	<p>戦略企画 本部長</p>
<p>2 戦略企画本部戦略企画会議に関して, 関係官庁等に発する文書</p>	機構長	<p>戦略企画 本部長</p>